

鑓鉄炮等携候もの者勿論長脇差を帶し又者

所持いたし候もの共者御召捕悪事之有無無宿

有宿之無差別死罪其外重科ニ可被ニ仰付旨

御觸有レ之右之趣者銘々支配領主地頭為觸知

承知之上小前末々江茂村役人共々精々申諭世話

可致義ニ候得共右躰嚴科被ニ仰付候百姓

風俗悪もの風俗ニ不移様ニとの

御仁恵ニ付難有仕合奉ニ承服良民之弥害ニ

相成候もの者不捨置村役人并小前一同申合搦押へ

其支配領主地頭又者御取締様方御廻村先江

差出し聊も心得違不身持之もの共江者厚く

利害申諭本心ニ立帰り家業出精いたし候様

專ニ心掛ケ丹精いたし若し其上ニ而茂不不得止事

不身持ニ候者是又御廻村先江密々御訴可申上此

上悪もの共徘徊いたし候者村々役人共不行届故ニ

付其之品ニ寄候而者急度御取斗可被成事

鑓鉄炮等携候ものは勿論、長脇差を帶し又は

所持いたし候もの共は御召捕、悪事の有無無宿

有宿の差別無く、死罪其外重科に仰付けらるべき旨

御觸之れ有り。右之趣は銘々支配領主地頭より触れ知らせ

承知之上小前末々へも村役人共より精々申諭し世話

致すべき義に候得共、右体嚴科仰付けられ候も百姓

風俗悪もの風俗に移らざる様にとの

御仁恵に付、有難き仕合承服奉り、良民の弥害に

相成候ものは捨置かず、村役人并に小前一同申合せ搦押へ

其支配領主地頭又は御取締様方御廻村先へ

差出し、聊も心得違い不身持のもの共へは厚く

利害申諭し、本心に立帰り家業出精いたし候様

專に心掛け丹精いたし、若し其上にても止むを得ざる事

不身持に候は、是又御廻村先へ密々御訴へ申上げべく、此

上悪もの共徘徊いたし候は村々役人共不行届故に

付、其の品に寄候ては急度御取斗成さるべき事。

